

銀行法施行規則第19条の2に基づく開示項目

1. 銀行の概況及び組織に関する事項		
イ. 経営の組織	12	
ロ. 持株数の多い順に10以上の株主に関する事項	13	
①氏名		
②各株主の持株数		
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合		
ハ. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	12	
ニ. 会計監査人の氏名又は名称	22	
ホ. 営業所の名称及び所在地	42	
2. 銀行の主要な業務の内容	11	
3. 銀行の主要な業務に関する事項		
イ. 直近の事業年度における事業の概況	8	
ロ. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	9	
①経常収益		
②経常利益又は経常損失		
③当期純利益又は当期純損失		
④資本金及び発行済株式の総数		
⑤純資産額		
⑥総資産額		
⑦預金残高		
⑧貸出金残高		
⑨有価証券残高		
⑩単体自己資本比率		
⑪配当性向		
⑫従業員数		
ハ. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標		
(1) 主要な業務の状況を示す指標		
①業務粗利益及び業務粗利益率	23	
②国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等 収支、特定取引収支及びその他業務収支	23	
③国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに 資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	23、31	
④国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増 減	23	
⑤総資産経常利益率及び資本経常利益率	31	
⑥総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	31	
(2) 預金に関する指標		
①国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲 渡性預金、その他の預金の平均残高	25	
②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の 残存期間別の残高	25	
(3) 貸出金等に関する指標		
①国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座 貸越及び割引手形の平均残高	26	
②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	26	
③担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分） の貸出金残高及び支払承諾見返額	26	
④使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	26	
⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	27	
⑥中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	27	
⑦特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高	該当なし	
⑧国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平 均値	31	
(4) 有価証券に関する指標		
①商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその 他の商品有価証券の区分）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている 場合を除く）	28	
②有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び 外国株式その他の証券の区分）の残存期間別の残高	28	
③国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地 方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分） の平均残高	28	
④国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平 均値	31	
(5) 信託業務に関する指標	該当なし	
4. 銀行の業務の運営		
イ. リスク管理の体制	4	
ロ. 法令遵守の体制	2	
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	6	
ニ. 金融ADR制度への対応	3	
5. 銀行の直近の2事業年度における財産の状況		
イ. 貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書	14～16	
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	27	
①破綻先債権に該当する貸出金		
②延滞債権に該当する貸出金		
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金		
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金		
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	32～40	
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
①有価証券	29	
②金銭の信託	30	
③銀行法施行規則第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引	30	
・金融先物取引		
・金融等デリバティブ取引		
・先物外国為替取引		
・有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプ ション取引又は外国市場証券先物取引		
・有価証券先物取引又は外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似 の取引		
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	27	
ヘ. 貸出金償却の額	27	
ト. 会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその 旨	22	
チ. 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商 品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証 明を受けている場合にはその旨	22	
6. 報酬等に関する開示事項	41	

（注）項目のうち頁数の記載がないものは、該当事項がありませんので掲載しておりません。